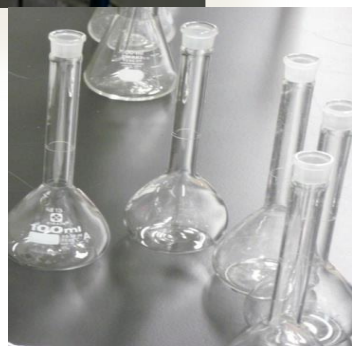


環境報告書

2017



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター (FAMIC)
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)

環境報告書 2017 目次

I 環境報告書の発行に際して	
○はじめに	1
II 事業概要	
○FAMICの役割	2
○組織体制	3
○業務の概要	4
III 環境配慮の取組に関する目標・計画	
○概要	12
○環境配慮の基本方針	13
○環境配慮への行動目標	14
○環境計画	15
IV 環境計画（行動目標・計画）の取組状況	
○行動目標1	
－検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄－	20
○行動目標2	
－分析機器の効率的な利用－	29
○行動目標3	
－水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル－	30
○行動目標4	
－グリーン購入法に基づく調達の実進－	36
○行動目標5	
－役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信－	37
V その他	
○庁舎及び検査設備の改修整備における環境への配慮	42
VI 環境報告書に対する外部の方からの意見	44
(参考)	
環境報告ガイドライン(2012年版)による記載項目との対応表	

【表紙の写真】



[写真]
食品表示監視業務の一環として、加工食品の一般成分分析を行っている様子

－環境報告書2017について－

「環境報告書2017」は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」)が平成28年度に取り組んだ環境活動の内容についてご報告するものです。

・報告対象範囲

本部、横浜事務所及び全地域センター

・報告対象期間

平成28年4月～平成29年3月

・数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

・参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2012年版)」(環境省)
「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(環境省)

・発行日

平成29年9月

・公表媒体

FAMICホームページ
<http://www.famic.go.jp/>

【作成部署及び連絡先】



独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境委員会(事務局:総務部会計課)
〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎検査棟
TEL:050-3797-1834
FAX:048-600-2385

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

Ⅰ 環境報告書の発行に際して

はじめに

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center、略称「FAMIC」。）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材）や農林水産物等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質の改善、食品の適正化等に技術で貢献することを使命としています。

このため、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努めていくことはもちろんのこと、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供していくことが重要です。

FAMICでは、事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、平成27年度に環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備し、以降、その体制に基づき、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組んでいます。これらの取組については、検査施設の見学・公開等による地域社会とのコミュニケーションを通じ、FAMICの環境問題への取組について理解いただくよう努めて来たところです。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対してご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成29年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 木村 真人



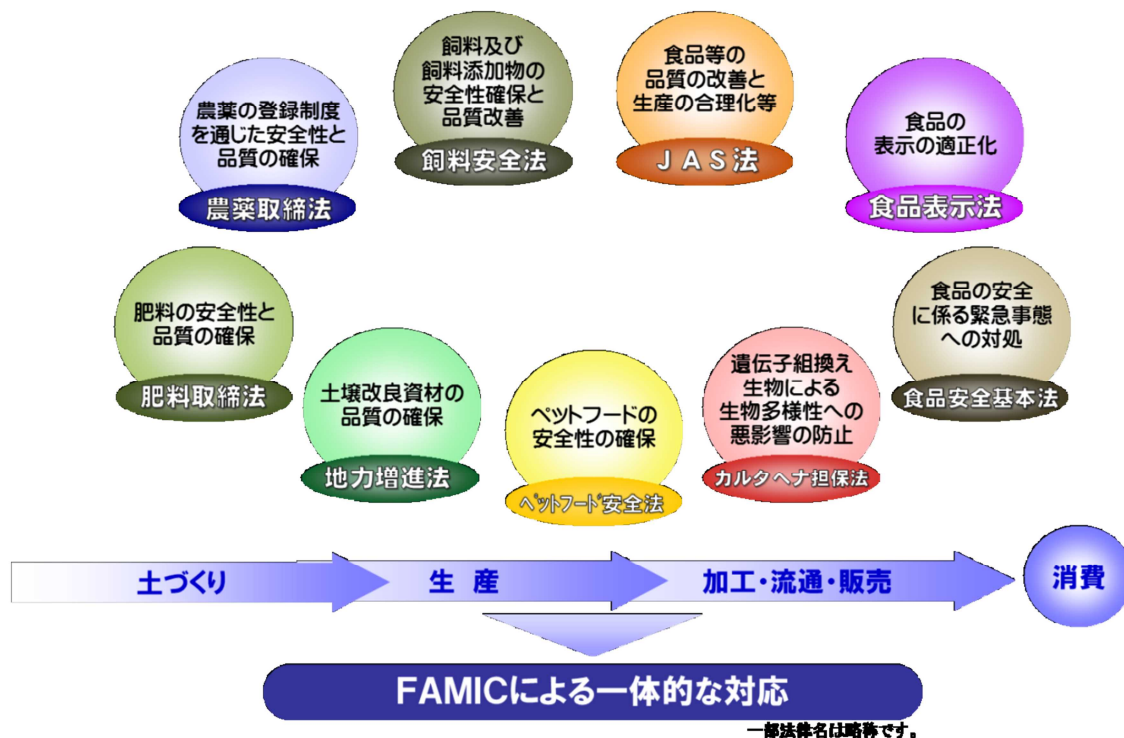
II 事業概要

FAMICの役割

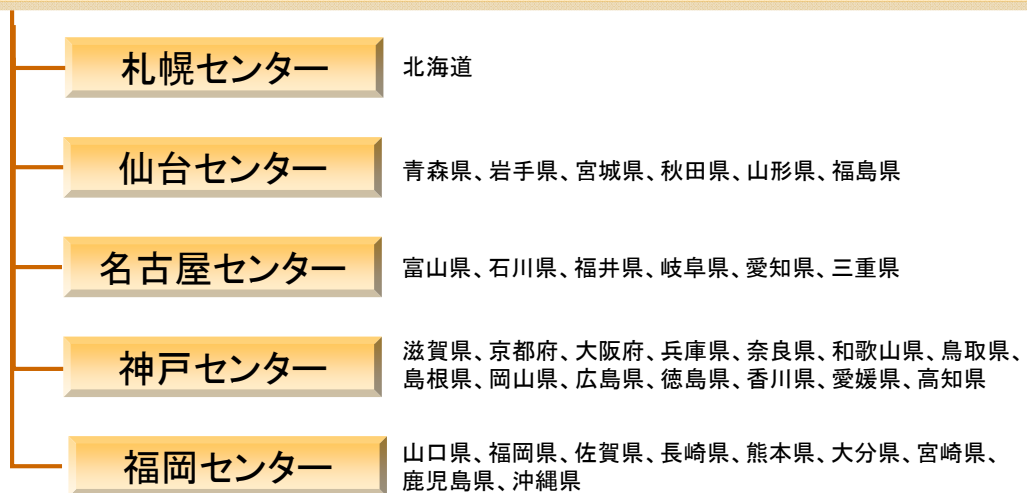
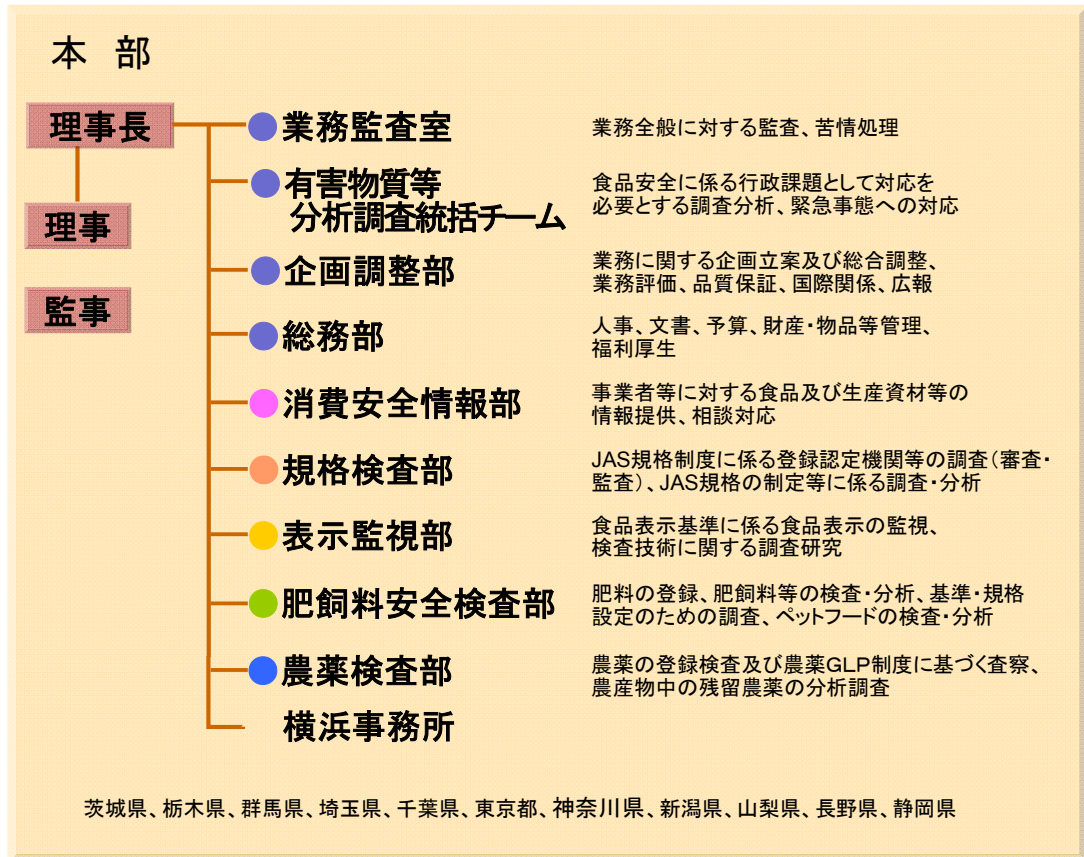
食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、専門技術的知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な実施、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献して参ります。

食品の安全と消費者の信頼を確保するシステム



組織体制



業務の概要

肥料の安全性の確保

肥料の品質等を保全し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づき、その規格の公定、登録、検査等が行われています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料取締法に係る以下の業務を実施しています。

肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格への適合性をチェックします。



肥料及び肥料原材料中の金属元素の分析

肥料の立入検査

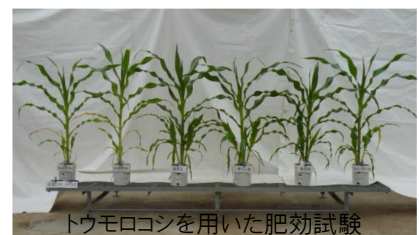
生産事業場に立ち入り、帳簿書類等の検査、肥料の収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。



立入検査における肥料の収去

肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



トウモロコシを用いた肥効試験

農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され、適切に使用されなければ、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。FAMICは農薬の登録検査を行う我が国唯一の機関です。

農薬の登録検査

農薬の登録に際し、申請者から提出された見本品や資料について、使用時の安全性や薬効について検査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について、登録保留基準に該当しないか、厳正な検査を行います。FAMICの検査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録されます。



登録申請の受付



申請書類と添付の試験成績書

農薬の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。

農薬GLP制度に基づく査察

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、水産動植物への影響、農作物等への残留性等に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、GLP基準に適合した試験施設で実施しなければならない仕組み(農薬GLP制度)が設けられています。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の査察を行います。

農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検及び残留状況の調査分析を行います。

飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)により安全性と品質の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性と品質を確保するための様々な業務を実施しています。

飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場に立ち入り、帳簿書類等の検査、飼料の収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。



バルク車上での飼料の収去

飼料添加物の検定

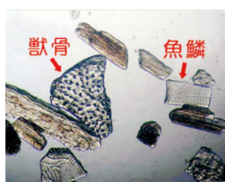
抗生物質製剤などの特定添加物を製造または輸入する業者がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造業者等からの申請に基づき、試験品の採取、試験等や、GMP適合性確認に係る調査を行います。



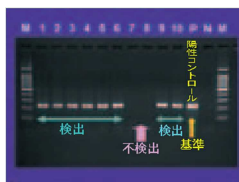
LC/MSによるカビ毒の分析

BSEの発生防止に関する業務

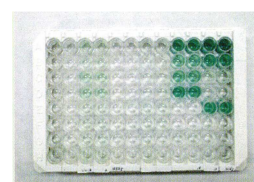
BSEの発生防止のため、チキンミール、魚粉等の製造事業場が製造基準に適合しているか否かや、顕微鏡鑑定、PCR検査、ELISA検査などの分析・鑑定による確認検査を行います。



顕微鏡鑑定



PCR検査



ELISA検査

ペットフードの立入検査

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)に基づき、ペットフードの製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料について、有害物質等が基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。

食品等の品質と表示の適正化

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に規定する『JAS規格制度』では、農林水産大臣が制定したJAS規格に適合した食品や木質建材等にJASマークを付けることができます。FAMICは、農林水産省と連携して制度に係る様々な業務を実施しています。

また、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき定められた『食品表示基準』では、販売されるすべての食品に、食品表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICでは科学的な検査により、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。

登録認定機関等に対する調査等

農林水産大臣の指示に基づく登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査を行うとともに、登録認定機関等が適正にJAS認定業務を行っているか、書類審査と立会調査、JAS格付品の分析検査等により監査します。



外国における有機ほ場での立会調査

JAS規格の制定等に係る調査

JAS規格の制定等については、「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣の指示を受け、調査・分析を行い、原案を作成します。



木質建材の品質実態調査

食品表示の監視

市販されている食品について、原産地、品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか否かについて、DNA分析、元素分析や安定同位体比分析などの科学的検査により確認します。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等へ立入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

その他の業務

リスク管理のための分析調査

食品中の有害化学物質や有害微生物による人の健康への悪影響については、その発生の可能性とその悪影響の大きさの程度を事前に予測し、悪影響の発生の未然に防止や起こる可能性の低減が重要です。その政策や措置を検討するためには、食品中の有害化学物質や有害微生物の科学的な実態調査が不可欠です。

実態調査の実施にあたり、有害化学物質が含まれる量を精確に把握するためには、適切な精度管理の下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。

FAMICでは、麦類のかび毒の試験について ISO/IEC17025 認定を取得し、農林水産省が行う実態調査に信頼性の高い分析結果を提供しています。このほか、民間の試験機関では分析が困難な有害物質について、分析できる体制の確立に取り組んでいます。

国際関係

国際標準化機構 (ISO) における食品や飼料、林産物等の規格を扱う委員会の国内審議団体として、国内意見の取りまとめ等を行っています。

飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。

農薬の登録制度に関する国際調和や国際的な残留基準の設定などのために、経済協力開発機構 (OECD) 等の国際会議における議論に農林水産省とともに参加しています。



ISO/TC34/SC16 国際会議



情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

調査研究

新しい検査・分析法や効率的、効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や大学等と連携して調査研究を進めることもあります。開発した技術をマニュアル化するなど検査業務に活用しています。

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025 又は優良試験所規範の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

職場における労働安全衛生の水準の向上

「FAMIC安全衛生方針」の表明


安全衛生水準の向上は、法令で定められた事業者の措置義務を果たすことはもちろん、事業場の自主的な安全衛生活動をすることが重要です。

そのため、FAMICにおける労働安全衛生に関する基本的な考え方、理念、課題を明確にし、職員へ理事長の責任のもとで継続的に安全衛生水準の向上を図るため、「FAMIC安全衛生方針」を平成27年2月24日に表明しました。

この方針のもと、本部、横浜事務所及び全地域センターの各事業場の長が、安全衛生委員会及び職員の意見を踏まえ安全衛生目標を策定しています。

今後は、職員の意見を反映する手順等を作成することで更に安全衛生水準の向上を図ります。

「FAMIC安全衛生方針」


FAMIC 安全衛生方針

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としております。業務遂行に当たっては、労働安全衛生関係法令等を遵守し職員の安全と健康の確保を図っていくことが組織の円滑な運営のみならず国民の信頼の確保にも不可欠であることの認識に立ち、下記に基づき業務を推進します。

記

1. 労働安全衛生関連法令等を遵守します。
2. 全員参加による労働安全衛生マネジメントシステムを構築し適切かつ効果的に実施・運用することにより、すべての事業場において労働災害の防止を図ります。
3. 職員間のコミュニケーションを重視し、安全衛生意識の高揚を通じて、事業場における安全と健康の確保を図ります。

平成27年 2月24日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長
木村 寛人

「安全衛生目標」(本部)

安全衛生目標

1. 労働安全衛生関係法規、独立行政法人農林水産消費安全技術センター安全衛生管理規程等を遵守し、役職員の安全衛生に対する危険感受性の向上、健康保持増進に取り組みます。
2. リスクアセスメントを定期的かつ継続的に実施し、危険性又は有害性の特定を行いリスクの高い要因を優先的に低減します。また、労働災害の発生時には迅速に原因究明・対策を行います。
3. 安全衛生委員会、作業主任者等を活用し、職員の意見を積極的に取り入れます。
4. 過重労働及びメンタルヘルス不調による健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図ります。
5. 事務室・作業室の不用物品の撤去を徹底します。
6. 整理・整頓・清掃・清潔・習慣について諸会議等で繰り返し伝達し、定着を図ります。

(本事業場の長)
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長
木村 寛人

快適な職場環境を維持・増進するための取組

○作業環境測定

職員の健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び特定化学物質を扱う作業場に義務付けられている作業環境測定(年2回)を実施しています。



○安全衛生の手引きの決定

本部(さいたま)では、職場生活でけがや病気になることのないよう、職員の健康と安全を確保する上で必要となる基本的な事項を記載した「安全衛生の手引き」を平成29年4月にまとめました。今後、各地域センターにおいても同様なものを作成する予定です。



III 環境配慮の取組に関する目標・計画

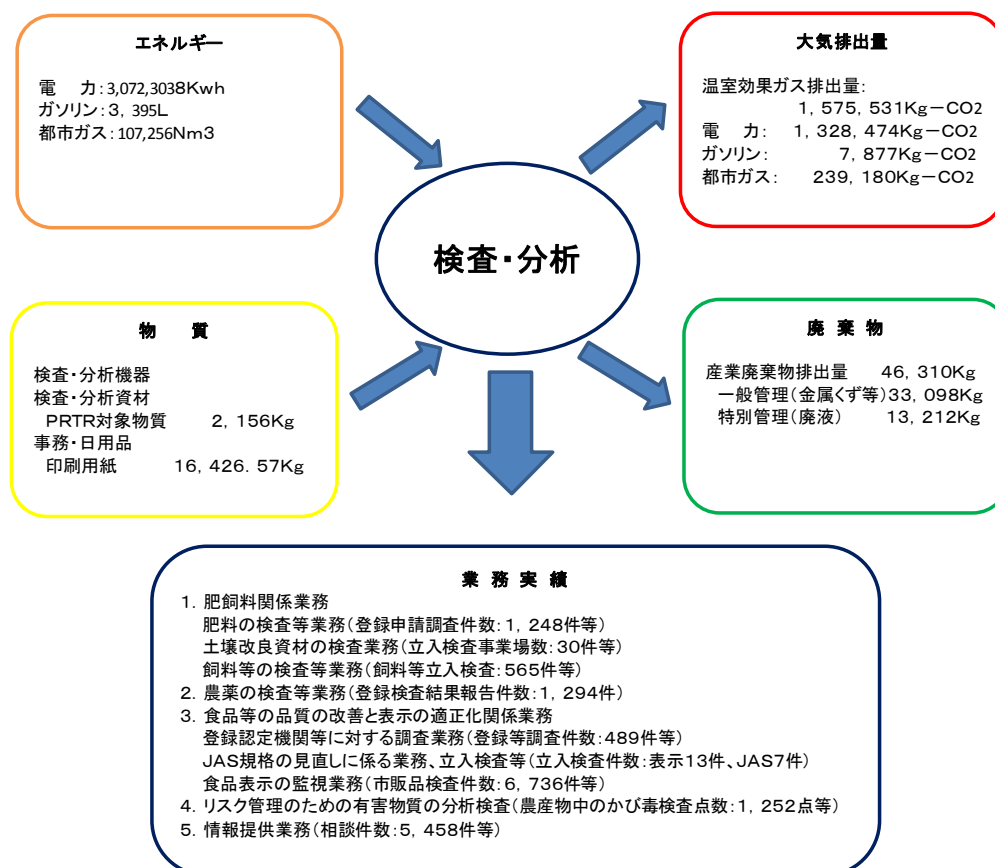
◎概要

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、消費者の信頼の確保に努めていくことが重要です。

このため、平成27年度から、FAMICの業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備しました。

○FAMIC環境負荷の全体像



◎環境配慮の基本方針

環境配慮への取組について、FAMICの基本姿勢を明らかにするため「環境配慮の基本方針」を定めました。

FAMICにおける環境配慮の基本方針

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としており、環境保全や資源の有効利用の促進に関する法律等の理念にのっとり、環境への負荷低減等の責務を積極的に果たしていくことが、組織の円滑な運営のみならず国民の期待にも応えることになるとの基本認識に立ち、下記に基づき業務を遂行します。

記

1. 環境保全等に資する各種関連法令を遵守し、検査・分析等に使用する化学物質等を適切に管理・使用し、また、廃液等を適切に処理します。
2. 資源の有効利用の促進の観点から、検査・分析に必要な分析機器等の効率的利用を図ります。
3. また、業務の実施に不可欠な水、電気、ガス、紙類等の効率的利用を図り、特に紙類については、リユース、リサイクルにも取り組みます。
4. グリーン購入法に基づくグリーン調達の実施に努めます。
5. 上記の他、役職員への環境教育の実施やFAMICにおける環境配慮の取組状況の発信等を通じて環境への配慮を求める国民の声に応えます。

平成27年6月1日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木村真人

◎環境配慮への行動目標

「環境配慮の基本方針」で示した5つの方針について、具体的に取り組む内容を「行動目標」として決めました。

FAMICにおける環境配慮への行動目標

- 1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）**
 - 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
 - 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
 - 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
 - 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
 - 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
- 2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）**

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
- 3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル（管理業務）**
 - 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
 - 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
 - 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進
- 4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）**
- 5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信**
 - 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
 - 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

平成27年6月1日

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長

木村 真人

◎環境計画

「環境配慮の基本方針」に基づき「環境配慮への行動目標」で示した取組み実現のための「行動計画」を盛り込んだ、「平成28年度環境計画」を策定しました。

平成28年度環境計画

農林水産消費安全技術センター
(略称:FAMIC)

1. 対象となる範囲

・対象期間

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)

・対象組織・分野

FAMICにおけるすべての業務を対象とします。

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して次の事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、フロン類の排出抑制や地下水汚染の未然防止のための取組について強力に推進していきます。

行動目標	行動計画	関係法規等
1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務) 1) 各種関連法令や条例の遵守(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)	○有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組	1. 法律 ○「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号) ○「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号) ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)

(III 環境配慮の取組に関する目標・計画)

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理</p> <p>3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理</p> <p>4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理</p> <p>5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理</p>	<p>○ 廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 <p>○ 試薬類の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 <p>○ 実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理</p> <p>○ 環境中への大気汚染物質の排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 局所排気装置及びスクラバーの適切な使用及び定期的点検・整備。 <p>○ 地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる フロン類の排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期的点検 ・ ノンフロン機器の導入を検討する。 <p>○ 廃棄物の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理業者に引き渡すまでの期間、廃棄物を適正に管理する。 <p>○ 廃棄物の適正な処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な分別を行い、適正な処理が可能な業者へ委託する。 	<p>○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)</p> <p>○ 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成13年法律第64号)</p>
<p>2. 分析機器等の効率的利用(分析業務)</p> <p>省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用</p>	<p>○ 分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める。</p> <p>○ 分析に当たっては、用紙類の使用量削減に努める。</p> <p>○ 購入から相当年数が経過し、エネルギー効率が悪いと考えられる分析機器等については、更</p>	<p>1. 国際協定</p> <p>○ 「気候変動枠組条約」</p> <p>2. 法律</p> <p>○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)</p> <p>3. 政府方針</p> <p>○ 「当面の地球温暖</p>

(Ⅲ 環境配慮の取組に関する目標・計画)

行動目標	行動計画	関係法規等
	<p>新を検討する。</p>	<p>化対策に関する方針」(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)</p>
<p>3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル(管理業務)</p> <p>1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組</p> <p>2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減</p>	<p>○省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型OA機器等の導入・パソコン、コピー機等のOA機器、冷凍冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、更新及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 ・節電効果の高いLED照明への更新を検討。 <p>○節電の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズは5月1日から10月31日まで、ウォームビズは11月1日から3月31日までの間とする。 ・冷房中のブラインド使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。 ・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。 <p>○用紙類の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・集約印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用を促進するため、コピー機等に「裏面再利用」スタンプの設置及び購入。 ・毎月コピー機の使用枚数を確認。使用状況を把握し、紙類消費の削減を検討。 ・会議等の目的を踏まえた配 	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) ○「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) ○循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号) ○資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) <p>3. 政府方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)

(Ⅲ 環境配慮経営の概要)

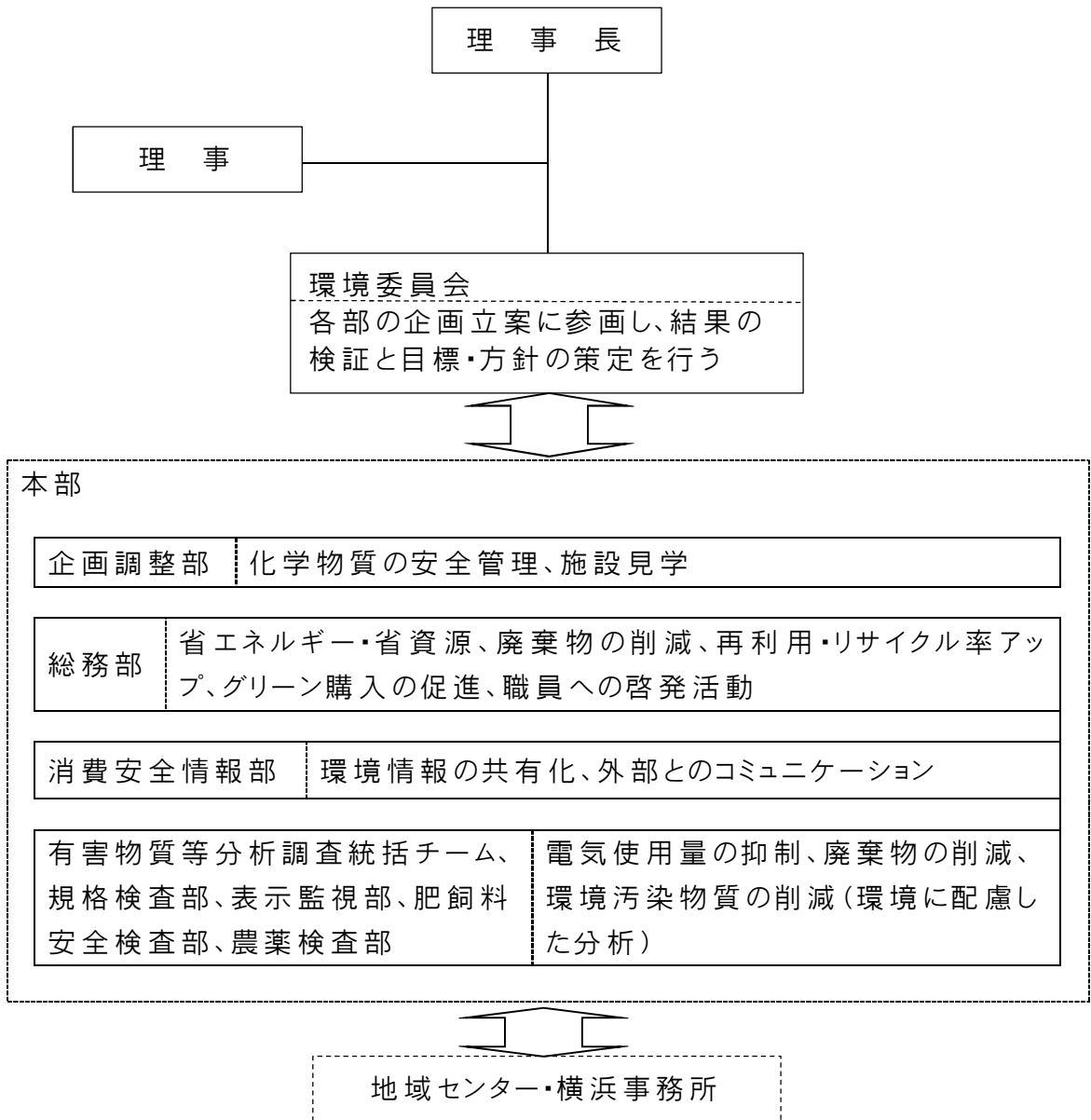
行動目標	行動計画	関係法規等
<p>3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進</p>	<p>付資料の作成(ノーツによる周知の活用) ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能等の活用によりペーパーレス化を促進。 ○再使用の促進 ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用の促進。 ○資源ゴミの分別 ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収。</p>	
<p>4. グリーン購入法に基づく調達 の推進(管理業務)</p>	<p>○事務用消耗品類のグリーン商品の購入 ○分析機器等に付属するワークステーション及び冷凍冷蔵機器を購入する際はグリーン商品の購入を検討する。</p>	<p>1. 法律 ○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)</p>
<p>5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信</p>	<p>○環境保全に対する職員への啓発 ○ネットワークを利用した各種環境情報の共有化 ○その他 ・ポスターやグループウェアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発。 ・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。 ○平成27年度版環境報告書の発行及びホームページへの掲載 ○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明 ○ホームページの活用</p>	<p>1. 法律 ○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)</p>

(1) 環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮経営の推進体制として環境委員会を設置し、本部、横浜事務所及び全地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組んでいます。

(Ⅲ 環境配慮の取組に関する目標・計画)

環境配慮の取組の体制



(2) 環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境委員会において計画(Plan)を立て、実施(Do)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Act)を行うサイクル(PDCAサイクル)を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っていきます。

環境計画の遂行状況の適時把握に努め、見直し改善を図っていきます。

IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況

◎行動目標1

－ 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務)－

(1) 各種関連法令や条例の遵守(水質汚濁防止法等)

各種化学物質の使用状況にあたって、一時保管、廃棄指定場所における漏洩防止の徹底をしています。また、定期的(四半期ごと)に排水の検査を実施しており、排水中の有害物質濃度が検出限界以下であることを確認しています。

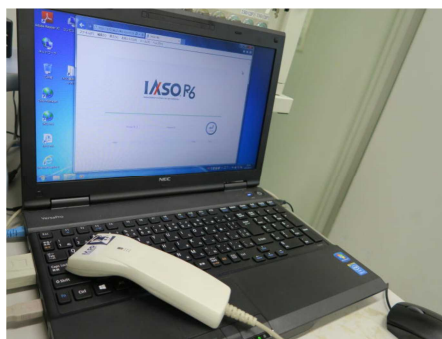
(2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理

薬品の管理

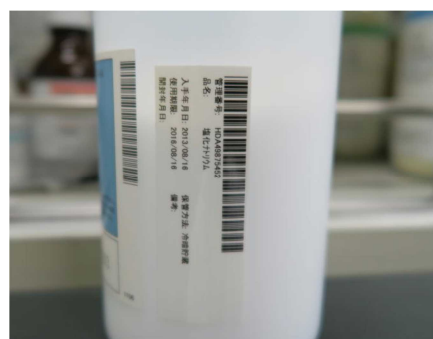
肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、消防法(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。

なお、薬品の管理にあたっては、薬品管理システムを導入し、薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。

これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全事業所共通のマニュアルを作成し、本部及び各地域センター等に配置した管理者の下、適切な取扱いを徹底しています。



薬品管理システム



薬品瓶バーコード

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)



薬品保管庫



薬品保管庫内部

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理

PCBは昭和48年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者において保管することが義務づけられました。

また、平成24年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は平成39年3月31日と定められました。

現在、FAMICにおいては、蛍光灯などの安定器195個、ノンカーボン紙57.4kg、薬品2,408.4g及び3mL、PCBを含む油4.86Lを専用保管庫などで適正に保管しています。

なお、保管状況については、「安全衛生委員会」において適宜確認しております。

安定器等



薬品



(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

PRTR法に指定されている物質の排出削減対策

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。)に基づき、使用量の把握を行っています。平成28年度においては、同法の届出対象となる化学物質を134物質使用しましたが、それぞれの届出対象となる化学物質の使用量については、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量以下でした。

FAMICでを使用した主なPRTR対象物質(平成28年度)

(単位:kg)

事業所名	物質名				
	アセトニトリ ル	ノルマル-ヘ キサン	ジクロロメタ ン	クロロホル ム	トルエン
札幌センター	49	33	—	—	—
仙台センター	23	34	—	—	1
本部	347	225	4	27	11
農薬検査部	274	101	187	25	13
横浜事務所	82	52	—	1	3
名古屋センター	56	25	—	3	—
神戸センター	286	95	6	10	5
福岡センター	83	41	—	6	1

※本部・農薬検査部・横浜事務所については別々に算出。

(参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としており、管理の対象となる化学物質は562物質あり、そのうち、462物質が排出量等の届出対象とされています。

(3)分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理

廃液の分別については、各事業所で廃液分別図を作成して適切な分別を行っています。分別にあたっては、廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ毎に、廃液タンクに貼付する廃液分類カードを色分け区分して識別しやすくし、適切な分別を行っています。



廃液分類カード



廃液分類カードの色分け

(4)局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理

環境汚染物質低減対策及び有害ガス処理装置(スクラバー)の保有状況

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っています。

これらの作業では、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行うことで作業員への曝露を防止するとともに、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、次の2種類を保有しています。



排気装置(ドラフトチャンバー)

(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

○排ガス洗浄装置(湿式スクラバー)

全事業所合計で37台保有しており、硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和に用いています。

これらの排ガス洗浄装置は、外観や作動状況の点検を定期的を実施するほか、排ガス洗浄装置内の洗浄水について、点検時、必要に応じてpH調整を実施し記録しています。



ガス洗浄装置(湿式スクラバー)

○活性炭式脱臭装置(乾式スクラバー)

全事業所合計で56台保有しており、アセトニトリルなどの有機溶媒の吸着除去に用いています。

これらの脱臭装置についても、外観や作動状況の点検を定期的を実施しています。



活性炭式脱臭装置(乾式スクラバー)

(5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制

FAMICでは、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期点検を実施し、適切な温度管理によるフロン類の排出抑制を図っています。

機器等の購入にあたっては、フロン排出抑制法に則り、特定フロンを使用していない旨を仕様書で明示するなど、フロン類排出抑制を踏まえた購入に努めています。

放射性同位元素の適正管理

放射性同位元素は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)により、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いが定められ、事業場における放射線障害を防止するとともに、一般公共の安全確保を図ることが義務付けられました。

FAMICにおいては、ガスクロマトグラフの検出器のECD用線源2個及び表示付認証機器のECD用線源6個を法令に基づき適正に使用しています。



作業場入り口



ガスクロマトグラフ

ECD……(エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器))

廃棄物の適正な管理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2つに分けられます。

特別管理産業廃棄物は、廃棄物業者に引き渡すまでの間、特別管理産業廃棄物保管場所において適正に管理しています。この管理の徹底を図るため、新規採用者への研修等も実施しています。



特別管理産業廃棄物
保管場所



特別管理産業廃棄物保管場所内
における廃液管理

廃棄物の適正な処理

事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMICあるいは合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、FAMICでは5カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

特別管理産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者等に処理を委託しています。

特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る平成28年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが13,212Lとなり前年度(12,863L)と比べて増加しました。

なお、廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理を行っています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者などに処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)などにより適正に処理されていることを、検査職員がその都度確認しています。

特殊ガス警報装置について

検査・分析に使用する薬品及び可燃性ガスなどの取扱いには日頃から十分注意するとともに、有害ガス及び可燃性ガス漏洩による事故を未然に防ぐため、特殊ガス警報装置を施設内に設置し、監視強化を図っております。

警報装置設置状況(本部、横浜事務所及び全地域センターに設置)



アセチレンセンサー



水素センサー

検査室内で規定の濃度を超えた際に警報を発するとともに、ガス遮断弁が閉じ、ガスの供給が遮断されます。



一酸化炭素センサー



酸素濃度センサー



混合ガスセンサー

検査室内で規定の濃度を超えた際に警報を発します。

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)



酸素欠乏センサー

検査室内で規定の濃度を下回った際に警報を発します。



有機溶媒センサー

検査室内で揮発した有機溶媒が規定の濃度を超えた際に警報を発します。

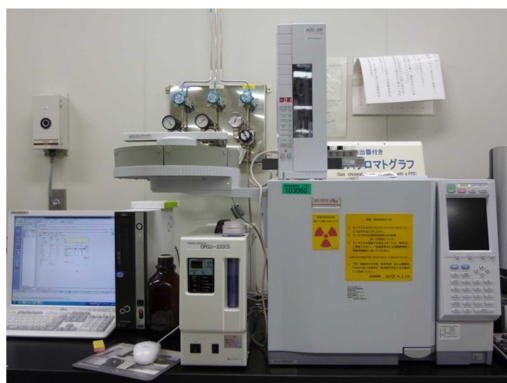
◎行動目標2 -分析機器の効率的な利用-

分析機器を効率的に利用するため、経年機器の更新、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源をオフにし、併せて実験室等に設置されているエアコンについても、分析機器の稼働に併せてオンとオフを行うなど省資源・省エネルギーに努めました。

また、分析機器の購入又は更新にあたって、「分析機器整備・管理委員会」において緊急性・必要性と併せて効率的な利用についても審議し、平成28年度は、FAMICが所有している分析機器の中でも保有台数が多いガスクロマトグラフ(GC)及び液体クロマトグラフ(LC)の利用状況が、分析法の変更に伴い稼働日数が減少傾向にあることから、購入後10年以上経過している機器の集約化に務め、GC10台とLC15台を削減しました。

また、検査試薬・試料を保管する冷凍冷蔵庫は、稼働時間が長く電力消費量が大きいため、最新型はいずれも省エネタイプとなっていることから、購入後10年以上経過している機器のうち、老朽化により温度調節機能が低下している機器を優先に冷蔵庫等15台を更新しました。

※参考 GCやLCは、食品や飼料等に含まれる成分を分析する機械。



「ガスクロマトグラフ」
気体の状態で分析を行うもの
(分析例)
食品の脂肪酸組成、残留農薬



「液体クロマトグラフ」
液体の状態で分析を行うもの
(分析例)
食品の糖組成、かび毒

◎行動目標3

ー水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクルー

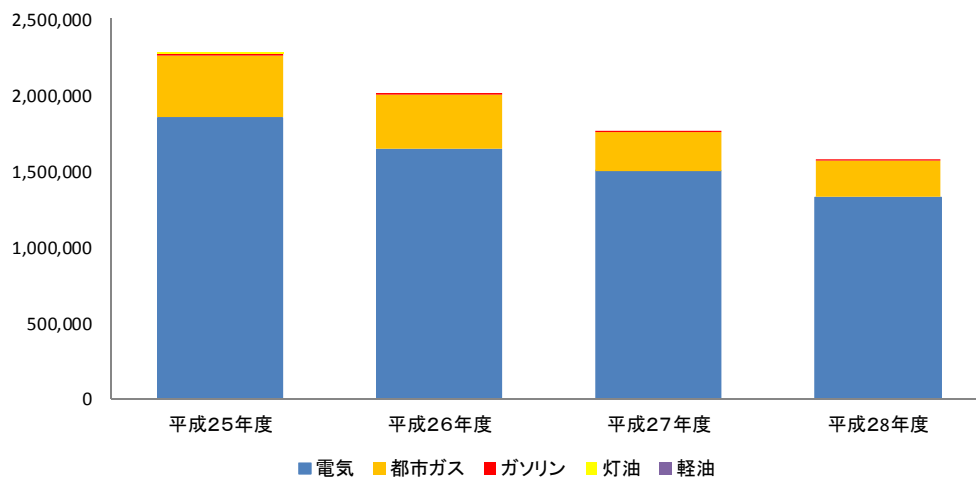
(1)水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組

環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

○温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素)算定排出量

	平成25年度				平成26年度			
	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比
電気(kWh)	1,853,066	112.4%	3,791,868	100.0%	1,646,520	88.9%	3,606,221	95.1%
ガソリン(L)	6,982	85.9%	3,009	85.9%	7,646	109.5%	3,296	109.5%
灯油(L)	1,282	167.6%	515	167.8%	0	0.0%	0	0.0%
軽油(L)	—	—	—	—	503	—	195	—
都市ガス(Nm ³)	406,603	99.8%	182,334	99.8%	357,929	88.0%	160,506	88.0%
全体(kg-CO ₂)	2,267,933	109.8%	—	—	2,012,598	88.7%	—	—

	平成27年度				平成28年度			
	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比
電気(kWh)	1,503,445	91.3%	2,975,969	82.5%	1,328,474	88.4%	3,072,303	103.2%
ガソリン(L)	7,370	96.4%	3,177	96.4%	7,877	106.9%	3,395	106.9%
灯油(L)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
軽油(L)	—	—	—	—	—	—	—	—
都市ガス(Nm ³)	254,051	71.0%	109,505	68.2%	239,180	94.1%	107,256	97.9%
全体(kg-CO ₂)	1,764,866	87.7%	—	—	1,575,531	89.3%	—	—

(kg-CO₂)

(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

電気・都市ガスについては、合同庁舎に入居している本部及び地域センターでは入居官署間で使用量が按分されますが、平成28年度における使用実績は、電気が対前年度比約103.2%、ガソリン約106.9%、都市ガスは97.9%となりました。電気については、夏は高温、冬は真冬が多かったことか使用量の増加要因です。また、ガソリンについては、立入検査等が増えたことが要因です。

なお、平成26年度から施設の暖房用に使われる灯油について使用は無くなりました。

水道使用量については、前年度比95.8%削減されています。

単位: m³

	25年度	26年度	27年度	28年度
水道使用量	9,183	10,059	9,271	8,890

引き続き光熱水量の削減に向け各部門、事業所ごとに節約に取り組んで参ります。

省エネルギーの推進、節電の徹底

冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、機器の購入あるいは更新時の省エネタイプの採用、省エネタップの導入などにより光熱量の節約を図りました。また、毎年実施している地球温暖化防止対策の一環であるクールビズについても、5月1日から10月31日の間実施しました。



LED照明の設置(札幌)



昼休みの室内消灯(本部)



省エネタップ

(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

小平庁舎では、東京都条例に基づき屋上緑化の取組を通じて、冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和に取り組んでいます。



小平庁舎屋上①



小平庁舎屋上②

神戸センターでは、神戸市条例に基づき植栽の適切な整備・管理を通じて、環境配慮の推進に努めています。



神戸センター正門ゲート付近



神戸センターガスメーター周り



神戸センター西側

神戸センターでは、平成26年度末にCO₂(二酸化炭素)の発生抑制及び消費電力の抑制に資するため、2階事務室の照明器具改装工事(LED照明化119台 228本 660m²)を実施しました。また、平成27年度末には、空調機の送風効率を高め、寒暖時季における空調機等の省エネ対策を図るため、2階事務室天井に空調効率化器具(ハイブリッドファン)取付け工事を実施するなど、環境負荷低減のための取組を推進しました。

(1) LED照明と蛍光灯の消費電力縮減効果

(稼働時間10時間/日、稼働日数25日/月とした電力使用量)

- ・蛍光灯(32WHF/消費電力45W) 使用電力 2,633kwh/月 31,596kwh/年
 - ・LED(40W相当/消費電力15W) 使用電力 878kwh/月 10,536kwh/年
- *LED照明化により使用電力量は、従来の約1/3程度(△21,060kwh)に削減。(試算)

(2) ハイブリッドファン取付けのメリット

- ・ファンにより空気を攪拌することで、室内の冷暖房温度が均一化され空調効率が向上。
(天井エアコンからの直接風を解消することにより職員の体感効果も向上される。)

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

- ・エアコン設定温度を1℃～3℃程度抑えることができ、電気代削減が可能。
- ・ハイブリッドファンはエアコンの風力で自転するので、電気代は一切不要。



(ハイブリッドファンの拡大写真)



(2階事務室の全風景写真)

(3) 過去4年間の電気使用量実績

(単位:Kwh) (対前年度 Kwh, %) (猛暑日+真夏日の日数)

平成28年度	917,818	+87,933	110.6%	72日
平成27年度	829,885	△97,399	89.5%	45日
平成26年度	927,284	△106,611	89.7%	45日
平成25年度	1,033,895	+19,496	-	74日

※神戸センターにおける電気使用量は、LED照明化及びハイブリッドファン取付け前の平成26年度実績と比較して、平成27年度△97,399Kwh、89.5%、平成28年度△9,466Kwh、99.0%となった。LED照明化による電気量の縮減量、年間約21,000Kwhであることから全体の縮減に寄与しているものと考えられる。

なお、平成28年は西日本を中心として平成25年に匹敵する猛暑が続いたことから、電気使用は増加した。

物品管理の徹底、紙類消費の削減

用紙類の使用量の削減

コピー用紙の削減に当たっては、両面印刷や両面コピーの徹底、使用済みコピー用紙の裏紙使用及び夏季の節電対策などの実施に伴うコピー機、プリンターの使用抑制によるコピー用紙の節約に取り組みました。

平成27年度のコピー用紙1,685箱使用に対し、平成28年度は、1,582箱使用で約6.1%減となりました。引き続きコピー用紙使用量の削減に向け各部門、事業所ごとに節約に取り組んで参ります。

※FAMICにおけるコピー用紙使用量

	平成27年度	平成28年度
使用量 (箱)	1,685	(93.9%) 1,582

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

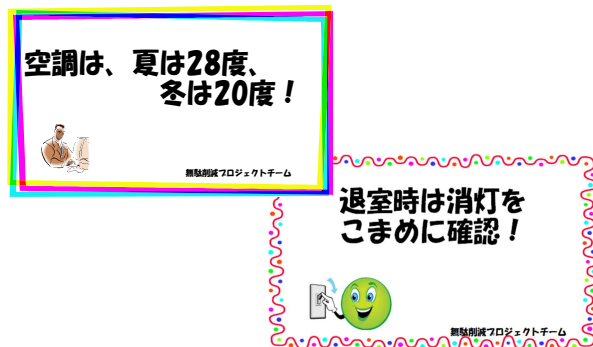
☆「無駄削減プロジェクトチーム」☆

FAMICでは、水、電気、ガス、紙類等の効率的利用を具体的に推進するための取組として「無駄削減プロジェクトチーム」を設置しています。毎年度、光熱水料等の節約、コピー用紙の使用量削減などの取組目標を定め、職員に無駄削減の意識を向上させるため活動等を行っています。

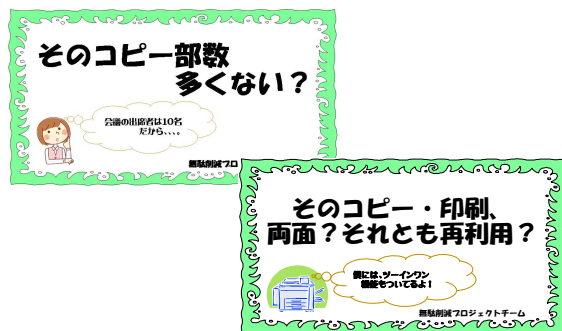
無駄削減プロジェクトチームからの呼びかけ(張り紙)



節電・空調の張り紙(本部)



複写機への張り紙



プリンターへの張り紙

分別廃棄等によるリサイクルの促進

全ての事業所で、グループウェア、電子メールの活用によるペーパーレス化、使用済み用紙の裏面利用、両面印刷の推進による一般廃棄物の削減に取り組んでいます。

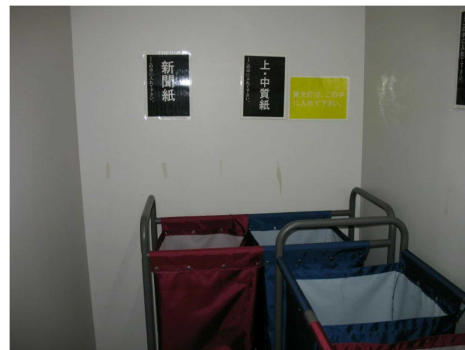
また、ゴミの分別回収を徹底し、リサイクルに努めています。



ストックトレイ(分別と裏紙利用)

平成18年度からプリンターの再生トナーの利用を開始するとともに、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、平成28年度においては、電気冷蔵庫12台を適正に処分しました。

ゴミの分別状況(本部 3階ゴミ置き場)



その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせず、リサイクルを図っています。

空き瓶の保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(本部)



(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

◎行動目標4 –グリーン購入法に基づく調達の推進–

FAMICでは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月2日変更閣議決定)に基づき、平成28年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・公表しています。

FAMICは、環境への負荷の少ない物品の購入を積極的に進めており、「特定調達物品」に関しては、平成28年度の調達目標を100%と設定し、全て目標値を達成しました。

なお、「特定調達物品」以外の物品も、環境に負荷の少ないものを調達するように努めています。

主な物品のグリーン購入の状況(平成28年度)

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	目標達成率
紙類	コピー用紙	100%	16,374.0 kg	16,374.0 kg	100%
	塗工されていない印刷用紙	100%	30.2 kg	30.2 kg	100%
	塗工されている印刷用紙	100%	20.0 kg	20.0 kg	100%
	トイレットペーパー	100%	623.0 kg	623.0 kg	100%
文具類	シャープペンシル	100%	85本	85本	100%
	ボールペン	100%	764本	764本	100%
	マーキングペン	100%	1,868本	1,868本	100%
	粘着テープ(布粘着)	100%	316個	316個	100%
	のり(固形)	100%	204個	204個	100%
	ファイル	100%	5,773冊	5,773冊	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	10,890枚	10,890枚	100%
	タックラベル	100%	718個	718個	100%
	付箋紙	100%	840個	840個	100%
	オフィス家具等	いす	100%	19脚	19脚
収納用什器(棚以外)		100%	15台	15台	100%
OA機器等	電子計算機(購入)	100%	37台	37台	100%
	プリンタ等(購入)	100%	12台	12台	100%
	記録用メディア	100%	18個	18個	100%
	一次電池又は小形充電式電池	100%	2,049個	2,049個	100%
	トナーカートリッジ	100%	357個	357個	100%
	インクカートリッジ	100%	197個	197個	100%
照明	蛍光灯(ラビットスタート形又はスター形)	100%	67本	67本	100%
制服・作業服	作業服	100%	485着	485着	100%

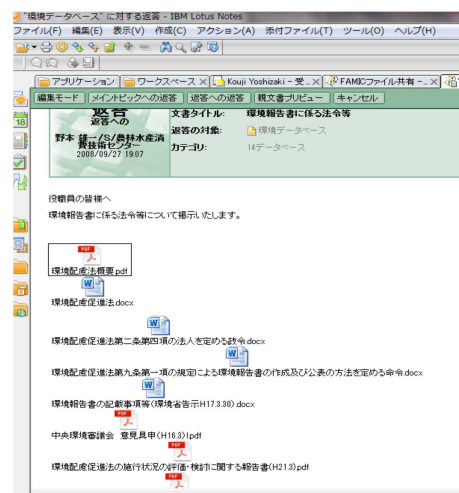
※ 「特定調達物品等」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」のことです。

◎行動目標5 – 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信 –

(1) 役職員への定期的教育環境

FAMICでは、グループウェア内に「環境データベース」を作成し、役職員への環境に関するFAMICの取組について周知を図るため、「FAMIC環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲載、これまで公表してきた「環境報告書」掲載や、環境に係る法令等の掲載や他法人の取組についてなど、環境に関する意識の向上に努めています。

○FAMICグループウェアの「環境データベース」



FAMICグループウェア

「環境データベース」における「環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲示



他法人の環境報告書

(2) 定期刊行物、ホームページ、一般公開、施設見学等の機会を活用した取組状況の社会への発信

ステークホルダーへの対応

○ FAMICホームページ

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームページ上で公表しています。

FAMIC ホームページアドレスは、

<http://www.famic.go.jp/>です。



FAMICホームページ(トップページ)

○ 広報誌「大きな目小さな目」

FAMICでは農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は年4回作成し、学校・教育関係、地方公共団体、その他関連団体等に配布しています。

なお、「大きな目小さな目 50号(2017年秋号)」では「環境報告書 2017」を発行したお知らせを掲載予定です。

加えて、今回のピックアップFAMIC(FAMICの仕事や施設などについて知っていただくコーナー)に環境配慮の取り組みの一事例についても掲載予定です。



環境に関する社会貢献活動等

○ 農薬検査部一般公開

住宅地内に所在する農薬検査部(小平庁舎)では、毎年夏休みに施設内を一般に公開しています。

このイベントは、農薬検査部を中心としたFAMIC業務内容の紹介を通じて、近隣住民をはじめ消費者のみなさんに、農薬の役割、農産物の生産過程における安全及び食の安全を確保するために国の機関が連携して取り組んでいること、農薬登録制度のしくみなどを知っていただくとともに、農薬使用における環境への安全性確保の取組についてもアピールする機会となっています。

また、子どもたちには、農薬に関連する科学実験などを通じて、科学に関心を持ってもらえるよう、職員の手作り企画を提供しており、御来所いただいたみなさまから好評を得ています。

※一般公開会場の風景



農薬の役割(病虫害及びこれらの被害を受けた作物の展示)



FAMIC オリジナルカードゲームで農薬の必要性を楽しく遊んで勉強



科学実験コーナーでは人エイクラ作りにチャレンジ



できるかな?メダカすくい

(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

○ 施設見学会の開催

FAMICでは希望に応じ施設見学会を実施(平成28年度実績:FAMIC全体で29回、延べ464人)し、FAMICの事業内容の説明などを行うとともに、環境に配慮した取組として、検査などで発生する有害物質の排出を浄化する設備を紹介しています。



○ 子ども霞が関見学デーへの参加

夏休み期間中に子どもたちを対象に各省庁において開催されている「子ども霞が関見学デー」に参加し、検査・分析を体験してもらうことにより、子どもたちの科学に対する理解の増進に努めています。



(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

○ 研究会での環境問題に関する発信等

日本農薬学会の学術小集会のひとつである農薬環境科学研究会では、農薬が抱える環境科学的課題について、「作業員暴露」、「挙動実態と予測手法」、「環境中での代謝分解」、「生態影響評価」、「リスクコミュニケーション」などを中心に、自然科学から社会科学までの広い視点から討論・情報交換することにより、農薬科学の発展に貢献することを目的として研究会を開催しています。

FAMIC 農薬検査部は、この研究会に毎年参加し、当部が取り組んだ調査研究成果を発表するとともに、他の研究者との情報交換、交流を図っています。

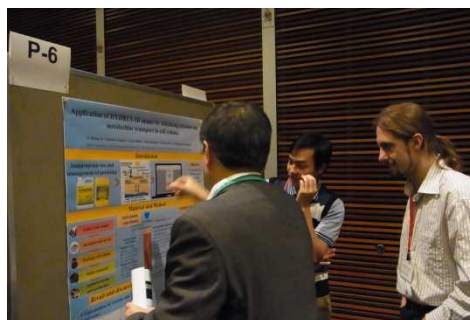
日本農薬学会第34回農薬環境科学研究会

(平成28年11月10～11日)

研究発表者への全体質疑の模様



ポスター発表会場



V その他

FAMICでは、環境配慮基本方針に基づく取組とともに、環境に配慮した検査設備等の改修に取り組んでいます。

庁舎及び検査設備の改修整備における環境への配慮

FAMICは、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術的側面から貢献することを目的として、検査等の業務を適切かつ効率的に実施するため、庁舎及び検査設備の改修を計画的に実施しています。

検査等の際に発生する有害物質の排出を浄化するスクラバー設備については、老朽化したものから順次環境への影響や職員への健康に配慮した改修を行っています。

○FAMICの改修経過

平成23年度

- スクラバー等改修工事(横浜)
- スクラバー等改修工事(名古屋)
- スクラバー等改修工事(本部)

平成24年度

- スクラバー等改修工事(名古屋)

平成25年度

- スクラバー等改修工事(農薬検査部)
- ドラフトチャンバー等改修工事(仙台)

平成26年度

- スクラバー等改修工事(農薬検査部)

平成27年度

- 実験室空調設備設置工事(本部)

○スクラバー等改修工事例 -平成26年度 農薬検査部(小平)-

農薬検査部に設置されているスクラバー及びドラフトチャンバーは、農薬が環境(土壌、大気、水)に与える影響の調査研究に使用しています。

しかしながら経年劣化(H3設置)による機能損傷により、実験等により発生した有害な物質を含むガスを屋外に排出してしまう危険と、職員の健康管理の面からも適切な空気環境にする必要がありました。

このため、屋内外の空気環境を適切にし、円滑な検査研究を実施するためのスクラバー設備等の改修を行いました。

屋上設置のスクラバー(脱臭装置)



活性炭フィルター



プレフィルター



排出口接合部

天井内の塩ビダクト

ドラフトチャンバーから発生した有害物質を含んだガスを屋上のスクラバーから塩ビダクトを通して吸引します。有害物質は、スクラバーのフィルターに吸着させ浄化して屋外に排出しないようになっています。

※ドラフトチャンバー(局所排気装置)

試験中における職員への有害物質の被害を最小限にするための装置。

試験時の様子(環境報告書表紙)



ドラフトチャンバー

VI 環境報告書に対する外部の方からの意見

FAMICでは、環境報告書の信頼性を高めるため、外部有識者の方からご意見をいただいております。

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長
東京農工大学名誉教授

板橋 久雄 氏



～環境報告書 2017 を読んで～

今年も九州北部などで集中豪雨や強風などの異常気象が頻発しましたが、その要因として温暖化がかなり係わっていると指摘されています。温暖化が進むと台風の規模が今世紀末には現在より約2割大きくなる可能性があることも最近報じられました。昨年、温暖化対策の国際ルール「パリ協定」が締結されましたが、本年6月に米国のトランプ政権はそこからの離脱を発表するなど地球温暖化への逆風が目立つ状況となっています。しかし、気候変動対策としてあらゆる面からの取組みが重要であることに疑念の余地はありません。

このような中で、環境報告書 2017 を拝読し、FAMIC が平成27年度から環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備し、温暖化対策を中心に計画を積極的に実施されていることがよく分かりました。特に環境配慮の基本方針で5つの方針を定め、具体的に取り組む内容を行動目標として明示した点は理解しやすい内容となっています。

最も注目したい点は、電気、ガス、ガソリンなどの温室効果ガス(GHG)の元になる資源の使用量の推移です。過去4年間の数値が記され、着実に GHG 排出量が低下していることが読み取れ、使用量の削減に向けて日常的に取り組む職員一同のご努力に敬意を表します。

この削減は LED 照明化、省エネタイプの空調機器の購入や昼休みの室内消灯などで達成されたとしていますが、具体的に推進するために「無駄削減プロジェクトチーム」を設置し、光熱水量などの節約とともに、コピー用紙の使用量削減など取組み目標を定め、職員に無駄を減らす意識を向上させるための活動を行っていることは注目に値します。

また、FAMIC では農業生産資材や農林水産物の科学的な検査・分析を日常的に

(VI 環境報告書に対する外部の方からの意見)

行っていますが、薬品など環境汚染物質・危険物の管理では薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを添付して識別し、また全事業所共通のマニュアルを作成し適切な取り扱いを徹底していることなどは他の試験研究機関にも大変参考になると思われます。E-メールの活用によるペーパーレス化、廃棄物の分別回収の徹底によるリサイクルも積極的に進められています。

これらのための環境マネジメントの推進体制として環境委員会を設置し、計画、実施、点検、見直しを行う PDCA サイクルを繰り返しながら継続的に行っている環境保全の取組みは高く評価できます。

このような活動内容が盛り込まれた素晴らしい報告書となっていますが、今後のために以下の点をご検討いただければと思います。

- (1) FAMIC は本部と5ヵ所の地域センターなどから構成されていますが、エネルギーや水、さらには用紙類の使用量などの推移がそれぞれの事業所でどのような状況であるのかが明らかではありません。本部、各センターでの人員構成などの概要をはじめに簡単に記述しておけば、各部署間の違いを理解しやすくなると思われます。今回、神戸センターでの電気使用量の推移が示され、削減の効果が現れていることが記されていますが、他の事業所でも同様な動きがあったのか、記述が望まれます。
- (2) 写真、図表が多く使われていて分かりやすくなっていますが、他の書類等から転写したものは文字が小さく読み取れなかったり、画像が不鮮明なものなどがいくつかありました。また、各図表にはタイトルと項目の単位を明確に記すように努めていただきたいと思われます。さらに、GHG 排出量が削減していることなどを図表で示すだけでなく本文中に明確に記述することも重要です。
- (3) エネルギーの節減などでは、できるだけ数値目標を示すように努めていただくことを望みます。また、電力やガスの使用量の削減ではそれぞれの要因のおよその寄与程度(例えば、LED照明化により電力量は1/3に)を示せば、今後の一層の縮減に役立つと思われます。

FAMIC の大きな使命は農業生産資材の安全性の確保と品質の改善ですが、飼料や肥料はその種類や使い方によっては GHG 排出に影響を与えることが知られており、これに関する農業からの GHG 排出削減については、国レベルのプロジェクト研究でも進められています。今後はこれらのことも念頭においていただけるよう望みます。FAMIC の更なるご発展と環境問題への取組みの進展を期待しております。

環境報告ガイドライン(2012年版)による記載項目との対応表

ガイドライン	環境報告書2017(平成28年度版)	対応ページ
環境報告の基本的事項(第4章)		
1. 報告にあたっての基本的要件 (1)対象組織の範囲・対象期間 (2)対象範囲の捕捉率と対象範囲の差異 (3)報告方針 (4)公表媒体の方針等	環境報告書2017について(報告対象範囲、報告対象期間) (該当項目なし) 環境報告書2017について(参考にしたガイドライン) 環境報告書2017について(公表媒体)	目次 — 目次 目次
2. 経営責任者の結言	I 環境報告書の発行に際して はじめに	1
3. 環境報告の概要 (1)環境配慮経営等の概要 (2)KPIの時系列一覧 (3)個別の環境課題に関する対応総括	II 事業概要 FAMICの役割、組織体制、業務の概要 III 環境配慮の取組に関する目標・計画 IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移 グリーン購入法に基づく調達の推進	2~11 12~19 30 36
4. マテリアルバランス	IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 III 環境配慮の取組に関する目標・計画 環境負荷の全体像	20~41 12
「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標(第5章)		
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	III 環境配慮の取組に関する目標・計画 環境配慮の基本方針 環境配慮への行動目標 環境計画	13 14 15
2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況	III 環境配慮の取組に関する目標・計画 環境マネジメントの推進体制 IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄 分別廃棄等によるリサイクルの促進 グリーン購入法に基づく調達の推進	18 20~28 35 36
3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等	IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 定期刊行物、ホームページ、一般公開、施設見学等の機会を活用した 取組状況の社会への発信	38~41
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等 (2)グリーン購入・調達 (3)環境負荷低減に資する製品・サービス等 (4)環境関連の新技術・研究開発 (5)環境に配慮した輸送 (6)環境に配慮した資源・不動産開発/投資等 (7)環境に配慮した廃棄物処理/リサイクル	IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 グリーン購入法に基づく調達の推進 (該当項目なし) (該当項目なし) (該当項目なし) (該当項目なし) IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 廃棄物の適正な管理、廃棄物の適正な処理 分別廃棄等によるリサイクルの促進	36 — — — — 26 35
「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標(第6章)		
1. 資源・エネルギーの投入状況 (1)総エネルギー投入量及びその低減対策 (2)総物質投入量及びその低減対策 (3)水資源投入量及びその低減対策	III 環境配慮の取組に関する目標・計画 環境負荷の全体像 IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル V その他 庁舎及び検査設備の改修整備における環境への配慮 (該当項目なし)	12 20~28 30~34 42 —
2. 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)	IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 分別廃棄等によるリサイクルの促進	35
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況 (1)総製品生産量又は総商品販売量等 (2)温室効果ガスの排出量及びその低減対策 (3)総排水量及びその低減対策 (4)大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策 (5)化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 (6)廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策 (7)有害物質等の漏出量及びその防止対策	(該当項目なし) IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル (該当項目なし) IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄 省エネルギーの推進、節電の徹底 物品管理の徹底、紙類消費の削減 無駄削減プロジェクトチーム V その他 庁舎及び検査設備の改修整備における環境への配慮 IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄 V その他 庁舎及び検査設備の改修整備における環境への配慮 IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄 V その他 庁舎及び検査設備の改修整備における環境への配慮	— 30~34 — 20~28 31 33 34 42 20~28 42 20~28 42 20~28 42
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続的な利用の状況	(該当項目なし)	—
「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標(第7章)		
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況 (1)事業者における経済的側面の状況 (2)社会における経済的側面の状況	(該当項目なし) (該当項目なし)	— —
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	(該当項目なし)	—
その他の記載事項等(第8章)		
1. 後発事象等 (1)後発事象 (2)臨時的事象	(該当項目なし) (該当項目なし)	— —
2. 環境情報の第三者審査等	VII 環境報告書に対する外部の方からの意見	44

環境報告ガイドライン(2012年版)で定義された記載項目に対する、環境報告書2017(平成28年度版)の主な対応項目及びページを記載しています。
他の項目及びページも一部記載されている場合があります。

科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とします。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
<http://www.famic.go.jp/>

